

## 活動を支援します 農地維持支払交付金・資源向上支払交付金

農 業 振 興 課 (市 役 所 4 階) ☎32-2079

農業が持つ多面的な機能を維持・発揮させるため、地域で行う農地や農業用水路などの地域資源を保全管理する活動（草刈り・泥上げなど）や、その質を向上させる活動（植栽活動・農道の舗装化など）を支援します。

### 交付金の種類と内容

農地維持支払交付金	資源向上支払交付金
次の両方に取り組む場合に交付します。 <b>地域資源の基礎的保全活動</b> 活動例：農地法面の草刈り、水路の泥上げなど <b>地域資源の適切な保全管理のための推進活動</b> 活動例：農村の構造変化に対応した体制の拡充や強化、保全管理構想の作成など	<b>地域資源の質的向上を図る共同活動</b> （現行の農地・水保全管理支払を組み替え・名称変更するもの） 活動例：施設の軽微な補修、生態系保全や景観形成、多面的機能の増進など <b>施設の長寿命化のための活動</b> 活動例：水路の補修や更新、農道のコンクリート舗装など

**対象者（活動組織）** 農業者と地域住民などで構成する活動組織  
 ※農地維持支払は、農業者のみで構成する活動組織でも可

**対象農用地** 農振農用地区域内にある一団の農用地（おおむね20ヘクタール以上）  
 ※農地維持支払は、農振農用地と一体的に取り組む必要がある農用地も対象になります

### 交付金額

区 分	交付単価（10アール当たり）
①農地維持支払交付金	田：3,000円 畑：2,000円
②資源向上支払交付金(共同活動)	田：2,400円 畑：1,440円
③資源向上支払交付金(長寿命化)	田：4,400円 畑：2,000円

※農地・水保全管理支払を5年以上継続している地区は、②の交付単価は4分の3（田：1,800円、畑：1,080円）になります  
 ※②は、①と併せて取り組むことが必要です  
 ※①②③を一緒に取り組む場合、②の交付単価は4分の3になります

**締め切り** 6月30日(月)

※組織の設立や活動計画書の作成などには時間が掛かります。詳しくは、お問い合わせください

これからの農地、水路、農道などの保全管理について、みんなで考えて体制を強化していこう！



**Q1** 現行の農地・水保全管理支払はどうなりますか？

**A1** 農地・水保全管理支払は、資源向上支払（共働活動）に移行します。農地・水保全管理支払の活動組織であれば、新たに農地維持支払と資源向上支払に取り組むことができます。  
 今回から支払対象が拡大され、支援水準も増額になっています。

**Q2** 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払を同一地区で取り組むことはできますか？

**A2** 同一地区で取り組むことは可能です。中山間地域等直接支払の対象地区には、すでに集落協定の実施のための組織があるので、これを活用して農地維持支払などに積極的に取り組んでもらいたいと考えています。

4月1日から

消費税率の改正に伴い

## 市の公共料金の改定を行います

～ご理解をお願いいたします～

4月1日から、消費税率が5%から8%に引き上げられます。  
 これに伴い、市では、消費税法により課税対象となっている「水道料金」や「各種施設の使用料」など公共料金の改定を行いますので、ご理解をお願いいたします。

料金など、詳しくは担当部署にお問い合わせください。



## 国民年金保険料が改正されます

農 保 険 年 金 課 (市 役 所 1 階 7 番 窓 口) ☎32-2072 または 各 支 所 市 民 生 活 課、津 山 年 金 事 務 所 (田 町) ☎31-2363

**保険料** 月額15,250円（6カ月分・1年分の保険料を、まとめて前払いすると、割引が適用されます）

現金納付で前払いの場合

1年前払い保険料	179,750円 (3,250円引き)
6カ月分前払い保険料	90,760円 (740円引き)

### 一部免除制度

経済的な理由により保険料を納めることが困難な場合には、保険料の支払いが免除される制度があります。

免除の段階ごとの納付する保険料

1/4免除（3/4納付）	月額 11,440円
半額免除	月額 7,630円
3/4免除（1/4納付）	月額 3,810円

### 支払方法

4月上旬に日本年金機構が送付する納付書で、金融機関や郵便局、コンビニエンスストアでお支払いください。  
 また、口座振替やクレジットカードでの支払いもできます。前払制度を利用する人は、保険年金課または年金事務所ですぐに手続きを行ってください。

## 70歳以上の国民健康保険被保険者の自己負担割合が変わります

農 保 険 年 金 課 (市 役 所 1 階 9 番 窓 口) ☎32-2071 または 各 支 所 市 民 生 活 課

現在、国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人の自己負担割合は1割（現役並み所得者は3割）ですが、平成26年4月以降、次のように変更となります。

区 分	自己負担割合	受給者証の送付時期
平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人（誕生日が昭和19年4月2日以降の人）	<b>2割</b> （70歳に達する月の翌月（ただし、各月の1日が誕生日の人は、その月）以後の診療分から）	70歳に到達する月の下旬
平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた人	<b>1割</b>	受給者証の「一部負担割合」欄に「2割（ただし、平成26年3月31日までは1割）」と記載されている人は3月下旬

※現役並み所得者とは、前年中の課税所得が145万円以上の70歳から74歳までの人です  
 ※現役並み所得者は、これまでどおり3割負担です  
 ※今回の負担割合の見直しによる、高額療養費限度額や高額介護合算療養費限度額の変更はありません

